

政策評価・独立行政法人評価委員会委員長及び
各府省独法評価委員会委員長懇談会

議 事 次 第

日時：平成 21 年 7 月 22 日（水）13:00～14:30

場所：総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎 2 号館 8 階）

議題：平成 21 年度の独立行政法人評価について

<配布資料>

- 資料 1 「経済財政改革の基本方針 2009」（平成 21 年 6 月 23 日閣議決定）（抄）
- 資料 2 「独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点」（平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会）
- 資料 3 「平成 20 年度業務実績評価の具体的取組について」（平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）
- 資料 4 「今後の業績勘案率の取組について」（平成 21 年 3 月 30 日政策評価・独
立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会）
- 資料 5 「お手盛り評価」との指摘の例
- 資料 6 各府省評価委員会の年度評価に係る評価基準（手法）の概要
- 資料 7 「評定区分・評価基準の統一に向けて（論点整理）」（平成 20 年 11 月 26
日政策評価・独立行政法人評価委員会 配布資料）

政策評価・独法評価委員会委員長及び各府省獨法評議員会委員会委員長及
出席予定者名簿

日 時：平成 21 年 7 月 22 日（水）13:00～14:30
場 所：総務省第 1 特別会議室（中央合同庁舎 2 号館 8 階）

委 員 会	役 职	出 席 者	主 な 現 職	備 考
内閣府独立行政法人評価委員会	委 員	ひさかわ 平澤 リょう 治	東京大学名誉教授	委員長 おおもり 大森 順 (東京大学名誉教授)
総務省独立行政法人評価委員会	委員長代理	かめい 倉井 昭宏	早稲田大学専門学術院教授	委員長 もりなが 斎木 順彦 (法島国際大学学長)
外務省独立行政法人評価委員会	委 員 長	みなみ 南 のぶや 直哉	東京電力(株)顧問	
財務省独立行政法人評価委員会	委 員 長	おくむら 奥村 洋彦	学習院大学経済学部教授	
文部科学省独立行政法人評価委員会	委 員 長	かどなが 申永 宗之助	前マッキンゼー・アンド・カンパニー・シンク・ジャパン ディレクター	
厚生労働省独立行政法人評価委員会	委 員 (前委員長代理)	さるた 猿田 享男	慶應義塾大学名誉教授	7 月 29 日に委員長・委員長代理選任予定。 (前委員長 井原 哲夫 (尚美学園大学総合政策学部客員教授))
農林水産省独立行政法人評価委員会	委 員 長	まつもと 松本 きよし 聰	東京大学名誉教授、秋田県立大学名誉教授	
経済産業省独立行政法人評価委員会	委 員 長	きむら 木村 つむ 孟	文部科学省顧問	
国土交通省独立行政法人評価委員会	委 員 長	さの 佐野 角夫	ソニー(株)社友	
環境省独立行政法人評価委員会	委員長代理	—	—	
防衛省独立行政法人評価委員会	—	—	—	
政策評価・独立行政法人評価委員会	委 員 長	おか 岡 もとゆき 素之	住友商事(株)代表取締役会長	
同 独立行政法人評価分科会	分科会長	とみた 富田 こう基	中央大学法学部教授	
同 独立行政法人評価分科会	分科会長代理	かしわ 横谷 たかお 隆夫	日本公認会計士協会常務理事	

(敬称略)

経済財政改革の基本方針 2009（抄）

平成 21 年 6 月 23 日
閣 議 決 定

第 4 章 今後の財政運営の在り方

1. 平成 22 年度予算の基本的考え方

（3）新たな行政改革の取組

- ・独立行政法人について、来年度に中期目標期間が終了する統合予定法人の見直しを前倒す等により、「独立行政法人整理合理化計画」⁴¹を確実に実施する。
- ・独立行政法人、特殊法人等、国と特に密接な関係を持つ公益法人等における役員の報酬・退職金について、「公務員制度改革大綱に基づく措置について」等⁴²の趣旨を踏まえ点検を行う。

⁴¹ 「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）

⁴² 「公務員制度改革大綱に基づく措置について」（平成 14 年 3 月 29 日）、「独立行政法人整理合理化計画」（平成 19 年 12 月 24 日閣議決定）、「行政改革の重要方針」（平成 17 年 12 月 24 日閣議決定、平成 18 年 6 月 16 日一部改正）、「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（平成 20 年 11 月 14 日閣議決定）、「公益法人の設立許可及び指導監督基準」（平成 8 年 9 月 20 日閣議決定、平成 18 年 8 月 15 日一部改正）

独立行政法人の業務の実績に関する評価の視点

平成 21 年 3 月 30 日
政策評価・独立行政法人評価委員会

政策評価・独立行政法人評価委員会（以下「当委員会」という。）は、各府省の独立行政法人評価委員会（以下「府省評価委員会」という。）が行う独立行政法人（以下「法人」という。）の業務の実績に関する評価の結果について、当面、以下の視点から二次評価を実施し、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 32 条第 5 項（第 34 条第 3 項で準用される場合を含む。）に基づく意見を述べることとする。

第 1 基本的な視点

府省評価委員会の評価においては、対象となる個別の法人の業務の目的、内容、性格に応じて様々な評価の視点からの議論が行われるが、当委員会における議論の蓄積を含む独立行政法人制度の施行後 7 年間の運用実績を踏まえると、少なくとも次の 3 点については、評価において共通に求められる基本的な視点ということができる。

- 1 法人の業務に係る政策目的を踏まえて、その業績を評価していること。
- 2 評価に際しては、常に、効率性、生産性等の向上による業績の増進、業務の対象となる国民に対するサービスの質の向上を志向していること。
- 3 法人の業務の内容、業績の分析とそれに基づく評価、課題と展望を国民に分かりやすく説明することにより、法人業務に対する国民の理解を深めることを志向していること。

当委員会としては、評価を行うことにより、法人の業務に係る政策目的が達成され、ひいては国民生活の向上が図られるべきであることを念頭に置き、上述 3 つの視点について、常に問題意識を持ちながら、府省評価委員会の評価結果の適正性が確保されているかについて評価を行うこととする。その際、当該評価が以下の各法人に共通する個別的な視点について適切に扱っているかを関心事項とする。

第2 各法人に共通する個別的な視点

1 政府方針等

- 法律、閣議決定及びその他政府の種々の改革方針（以下「政府方針」という。）において、法人が当該年度に取り組むこととされている事項についての評価や、府省評価委員会が取り組むこととされている評価が、的確に行われているか。
- 当委員会が主務大臣に通知した勧告の方向性のうち、当該年度において取り組むこととされている事項や、当委員会が府省評価委員会に通知した年度業務実績評価意見において指摘した事項についての評価が的確に行われているか。
- 当委員会がこれまで府省評価委員会に示してきた業務実績評価に関する関心事項等を踏まえた評価の取組が行われているか。
- 法人の業務等に係る国会審議、会計検査、予算執行調査等の指摘事項等を踏まえた評価が行われているか。

2 財務状況

（1）当期総利益（又は当期総損失）

- 当期総利益（又は当期総損失）の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益（又は当期総損失）の発生要因の分析を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。

（2）利益剰余金（又は繰越欠損金）

- 利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。
- 繰越欠損金が計上されている場合、その解消計画の妥当性について評価されているか。当該計画が策定されていない場合、未策定の理由の妥当性について検証が行われているか（既に過年度において繰越欠損金の解消計画が策定されている場合の、同計画の見直しの必要性又は見直し後の計画の妥当性についての評価を含む）。

さらに、当該計画に従い解消が進んでいるかどうかについて評価が行われているか。

（3）運営費交付金債務

- 当該年度に交付された運営費交付金の当該年度における未執行率が

高い場合において、運営費交付金が未執行となっている理由が明らかにされているか。

- 運営費交付金債務（運営費交付金の未執行）と業務運営との関係についての分析を行った上で、当該業務に係る実績評価が適切に行われているか。

3 保有資産の管理・運用等

(1) 非金融資産

- 固定資産等の活用状況等についての評価が行われているか。活用状況等が不十分な場合は、その原因の妥当性や有効活用又は処分等の法人の取組についての評価が行われているか。
- 「独立行政法人整理合理化計画」平成19年12月24日閣議決定）で処分等することとされた資産についての処分等の取組状況が明らかにされているか。その上で取組状況や進捗状況等についての評価が行われているか。

(2) 金融資産

ア 資金の運用

- 資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。（iiについては事前に明らかにされているか。）
 - i 資金運用の実績
 - ii 資金運用の基本の方針（具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等）、資産構成、運用実績を評価するための基準（以下「運用方針等」という。）
- 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。

イ 債権の管理等

- 貸付金、未収金等の債権について、回収計画が策定されているか。回収計画が策定されていない場合、その理由の妥当性についての検証が行われているか。
- 回収計画の実施状況についての評価が行われているか。評価に際し、
 - i) 貸倒懸念債権・破産更生債権等の金額やその貸付金等残高に占める割合が増加している場合、ii) 計画と実績に差がある場合の要因分析を行っているか。
- 回収状況等を踏まえ回収計画の見直しの必要性等の検討が行われ

ているか。

4 人件費管理

(1) 納入水準

- 国家公務員と比べて給与水準の高い法人について、以下のような観点から厳格なチェックが行われているか。
 - 納入水準の高い理由及び講ずる措置（法人の設定する目標水準を含む）についての法人の説明が、国民に対して納得の得られるものとなっているか。
 - 法人の給与水準自体が社会的な理解の得られる水準となっているか。
- 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国と財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。

(2) 総人件費

- 取組開始からの経過年数に応じ取組が順調であるかどうかについて、法人の取組の適切性について検証が行われているか。また、今後、削減目標の達成に向け法人の取組を促すものとなっているか。

(3) その他

- 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。

5 契約

(1) 契約に係る規程類、体制

- 契約方式等、契約に係る規程類について、整備内容や運用の適切性等、必要な評価が行われているか。
- 契約事務手続に係る執行体制や審査体制について、整備・執行等の適切性等、必要な評価が行われているか。

(2) 隨意契約見直し計画

- 「随意契約見直し計画」の実施・進捗状況や目標達成に向けた具体的取組状況について、必要な評価が行われているか。

(3) 個々の契約

- 個々の契約について、競争性・透明性の確保の観点から、必要な検証・評価が行われているか。

6 内部統制

- 内部統制（業務の有効性及び効率性、財務報告の信頼性、業務活動に関する法令等の遵守等）に係る取組についての評価が行われているか。

7 関連法人

- 法人の特定の業務を独占的に受託している関連法人について、当該法人と関連法人との関係が具体的に明らかにされているか。
当該関連法人との業務委託の妥当性についての評価が行われているか。
- 関連法人に対する出資、出えん、負担金等（以下「出資等」という。）について、法人の政策目的を踏まえた出資等の必要性の評価が行われているか。
(注) 関連法人：特定関連会社、関連会社及び関連公益法人（「独立行政法人会計基準」（平成 12 年 2 月 16 日独立行政法人会計基準研究会）第 103 連結の範囲、第 114 関連会社等に対する持分法の適用、第 125 関連公益法人等の範囲参照）

8 中期目標期間終了時の見直しを前提にした評価

- 中期目標期間終了時において、主務大臣が行う法人の組織・業務の全般にわたる見直しを前提にした評価が行われているか。

9 業務改善のための役職員のイニシアティブ等についての評価

- 法人の業務改善のための具体的なイニシアティブを把握・分析し、評価しているか。

【本視点の適用時期等】

- 本視点は、平成 20 年度の業務の実績に係る評価から適用する。
- 本視点の委員会決定に伴い、「独立行政法人の中期目標期間終了時の見直し及び業務実績評価に関する当面の取組方針」（平成 19 年 7 月 11 日政策評価・独立行政法人評価委員会決定）の記の 2（業務実績評価に関する当面の取組方針）は廃止する。